

(2) 技能資格の単位認定

本学では、学生の皆さんとの多様な学修意欲および学修成果を積極的に評価するため、「技能資格等」について単位認定しています。

単位認定された場合、成績表には該当科目に「認定」と評価されます（認定された単位は学期あるいは年間の履修制限単位には含まれません）。

技能資格等のうち下記「単位認定科目」に該当する場合、卒業要件C欄（その他共通教育科目又は専門教育科目）の単位として「認定」されます。

1. 単位認定科目について

● 「各学部専門教育科目」として単位を認定

①ファイナンシャルプランナー (4単位)	本学在学中において「A FP資格審査試験」に合格、または「ファイナンシャル・プランニング技能検定」2級以上に合格した場合に「認定」されます。
②販売士 (2単位)	本学在学中において、「リテールマーケティング（販売士）検定試験」2級以上に合格した場合に「認定」されます。
③宅地建物取引士 (4単位)	本学在学中において、「宅地建物取引士資格試験」に合格した場合に「認定」されます。
④社会保険労務士 (4単位)	本学在学中において、「社会保険労務士試験」に合格した場合に「認定」されます。
⑤旅行業務取扱管理者 (2単位)	本学在学中において、「総合旅行業務取扱管理者試験」または「国内旅行業務取扱管理者試験」に合格した場合に「認定」されます。
⑥ビジネス実務法務検定初級 (1単位)	本学在学中において、「ビジネス実務法務検定試験」3級に合格した場合に「認定」されます。
⑦ビジネス実務法務検定中級 (2単位)	本学在学中において、「ビジネス実務法務検定試験」2級に合格した場合に「認定」されます。
⑧簿記検定初級 (1単位)	本学在学中において、「日商簿記検定試験」3級に合格した場合に「認定」されます。
⑨簿記検定中級 (2単位)	本学在学中において、「日商簿記検定試験」2級に合格した場合に「認定」されます。
⑩簿記検定上級 (4単位)	本学在学中において、「日商簿記検定試験」1級に合格した場合に「認定」されます。
⑪法学検定初級 (1単位)	本学在学中において、「法学検定試験」ベーシック〈基礎〉コースに合格した場合に「認定」されます。
⑫法学検定中級 (2単位)	本学在学中において、「法学検定試験」スタンダード〈中級〉コースに合格した場合に「認定」されます。
⑬法学検定上級 (4単位)	本学在学中において、「法学検定試験」アドバンスト〈上級〉コースに合格した場合に「認定」されます。

● 「共通教育科目」として単位を認定

●英語

①英検 (2単位)	本学在学中に、「実用英語技能検定試験」2級以上に合格した場合に「認定」されます。
②TOEIC (2単位)	本学在学中に、「TOEIC® Listening & Reading Test」あるいは本学で実施している「TOEIC® Listening & Reading IPテスト」で450点以上の得点を取得した場合に「認定」されます。
③TOEFL (2単位)	本学在学中に、「TOEFL iBT」40点以上の得点を取得した場合に「認定」されます。
④IELTS (2単位)	本学在学中に、「IELTS」で4 Limited User以上を取得した場合に「認定」されます。

●中国語

⑤中国語検定 (2単位)	本学在学中に、日本中国語検定協会「中国語検定試験」4級以上に合格した場合に「認定」されます。
⑥中国漢語水平考試(HSK) (2単位)	本学在学中に、「漢語水平考試（HSK）」3級以上に合格した場合に「認定」されます。

●韓国語

⑦韓国語能力試験 (2単位)	本学在学中に、「韓国語能力試験」2級以上に合格した場合に「認定」されます。
⑧ハングル能力検定試験 (2単位)	本学在学中に、「ハングル能力検定試験」4級以上に合格した場合に「認定」されます。

(注) 語学関連技能資格の単位認定に関しては、英語、中国語、韓国語の同一語学分野の語学検定試験のうち、いずれか一つの検定試験結果のみを単位認定します。なお、語学分野が異なる語学検定試験結果については、この限りではありません。

⑨IT資格初級 (1単位)	本学在学中において「Microsoft Office Specialist」または「ICTプロフェッショナル検定試験（P検）」3級以上のいずれかに合格した場合に「認定」されます。
⑩ITパスポート (2単位)	本学在学中において、「ITパスポート試験」に合格した場合に「認定」されます。
⑪基本情報技術者 (4単位)	本学在学中において、「基本情報技術者試験」に合格した場合に「認定」されます。
⑫環境社会検定 (2単位)	本学在学中において「環境社会検定試験（eco検定試験）®」に合格した場合に「認定」されます。

2. 認定方法について

技能資格等についての単位認定申請は、所定の期間内に、当該技能資格取得の証明書等を添付して行います。申請期間・方法については、UNIVERSAL PASSPORTにて学期ごとに案内します。

<技能資格等の単位認定の流れ>



13 単位互換履修生

大学コンソーシアム大阪「単位互換履修生」について

本学では、大学コンソーシアム大阪の単位互換に関する包括協定に参加する大学に、本学学生を「単位互換履修生」として派遣することができます。単位互換履修生の出願に関する概要は以下のとおりです。詳細については、毎年3月下旬に掲示等により発表予定です。

○ 履修できる授業科目および単位数について

単位互換履修生が履修できる科目は、各学部教授会が認めた科目のうち年間8単位以内（在学中の合計は12単位）であり、履修する科目的単位数は、学期及び年間の履修制限単位数には含まれません。

○ 出願資格および選考について

派遣する単位互換履修生は、原則として2年生以上で次の要件を満たしている学生で、所属する学部教授会の審議を経て、学長が許可します。

- ・2年次に派遣する者は1年次終了時に40単位以上を取得していること。
 - ・3年次に派遣する者は2年次終了時に80単位以上を取得していること。
 - ・4年次に派遣する者は3年次終了時に100単位以上を取得していること。
- ただし、最終年次においては、卒業判定に関わる履修はできません。

○ 出願方法：出願期間、出願書類等については教務課で確認してください。

○ 単位の認定および成績評価

単位の認定は、協定大学からの「成績報告書」等に基づき、共通教育科目の「単位互換科目」として行い、成績評価は「認定」とします。

<出願に際しての注意>

出願したすべての者が単位互換履修生として派遣されるわけではありません。選考に合格した場合、履修許可後の受講放棄や試験放棄は正当な事由がなければ認められません。

従って、協定大学の学則及び諸規程を遵守することはもちろんのこと、出願に際しては、通学時間などを十分に考慮して時間割編成するなど、しっかりした履修計画を立ててください。